

履 修 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学則第13条の規定に基づき履修方法および手続きについて定めることを目的とする。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、別表1「卒業所要単位」に掲げる単位を修得しなければならない。

- 2 4年次(8期セメスター)修了以降は、半期毎に「卒業所要単位」を修得した時点で卒業することができる。
- 3 教育職員免許状を取得しようとする学生は、本規程に定める単位のほか「教育職員免許状取得に関する規程」に定める単位を修得しなければならない。

第2章 履 修

(履修登録)

第3条 学生は各年次に配当された授業科目の中から履修希望の授業科目を選択し、履修届を学年始め、または学期始めの指定する期間内に提出し、履修登録をしなければならない。

- 2 履修登録をしていない授業科目の履修はできない。
- 3 届出て登録された科目の変更・追加はできない。履修科目(抽選科目を除く)の取り下げについては、定められた期間内であれば認める。

(授業科目および履修区分)

第4条 学生が履修することができる授業科目は、別表2「授業科目一覧表」のとおりである。

- 2 前項の授業科目は、履修上、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目、登録必修科目に区分する。
 - (1) 必修科目 卒業するためには、必ず単位を修得しなければならない。
 - (2) 選択必修科目 卒業するためには、定められたグループの中から指定された単位数の授業科目を選択し必ず修得しなければならない。卒業所要単位に規定する単位を超えて修得した単位は、選択科目の単位として振り替える。
 - (3) 選択科目 自由に選択し修得できる。
 - (4) 自由科目 教職課程に関する科目で、卒業所要単位には含まれない。
 - (5) 登録必修科目 必ず履修しなければならない。卒業所要単位に含まれるが単位未修得の場合でも再履修の必要はない。

(授業科目選択の条件)

第5条 授業科目の選択の条件は、次のとおりとする。

- (1) 自己の所属年次より上級年次に配当された科目を履修することはできない。
- (2) 既に単位を修得した授業科目の再履修はできない。

(3) 同一講義時間に2科目以上を重複して履修することはできない。

(履修単位の上限)

第6条 各学期(半期)に履修できる単位数の上限は、1年次:22単位(年間44単位)、2年次以降:24単位(年間48単位)とする。

2 履修単位の上限に含まれない科目

(1) リーダーシップⅠA・B、リーダーシップⅡA・B

(2) インターンシップ(実習)

(3) ROSE(海外研修)Ⅰ、ROSE(海外研修)Ⅱ、ROSE(海外研修)Ⅲ

(他学部・他学科開講科目の履修)

第7条 基礎科目に関しては、他学部・他学科で開講している科目を履修した場合も単位を修得することができる。但し、教職課程の教科に関する科目は除く。

2 専門科目に関しては、他学部・他学科で開講している科目を履修する場合は、通算32単位を限度として単位を修得することができる。但し、教職課程の教科に関する科目は除く。

(コース科目の履修)

第8条 学生は、別表2「授業科目一覧表」に示すコースを自ら選択するとともに、各コースに開講された科目を計画的に履修することにより、コース修得に必要な専門的な学修を行うものとする。

第3章 受 講

(授業区分)

第9条 授業区分は次のとおりとする。

(1) 通年授業

(2) 半期授業

(3) 集中授業

(4) 特別授業

(メディアを利用して行う授業)

第10条 メディアを利用して行う授業科目については、履修登録時に示すとともに時間割表に掲載する。

(受講制限)

第11条 授業は、その内容または教室の都合等によって受講を制限し、もしくは受講人員を制限することがある。

2 授業科目のうち選択科目は、年度により開講しないことがある。

3 開講した授業でも受講人員等の都合によって開講を取り止めることがある。

(出席調査)

第12条 授業科目に関する出席調査は全科目について実施する。

2 出席調査の取扱い管理は、授業科目担当教員が行う。

3 所定の期日までに学納金を納付していない学生は、授業への出席を停止する場合がある。

(補 講)

第 13 条 授業が所定の時数に達しない場合、補講を行うことがある。

(臨時休講)

第 14 条 自然災害・事故等により臨時に授業を休講する場合の判断基準は、各種警報の発令状況および交通状況（支障が生じる恐れがある場合を含む）等を勘案し判断する。

2 交通状況による授業の取扱い基準は、次のとおりとする。

- (1) 午前7時の時点で公共交通機関が運行しており引き続き運行に支障がないと判断される場合、平常どおりの授業を実施する。
- (2) 午前10時の時点で公共交通機関が運行を再開し引き続き運行に支障がないと判断される場合、午後からの授業は実施する。
- (3) 午前10時の時点で公共交通機関が運行していない場合、当日の授業は全て休講とする。

3 試験の取扱いについては上記1・2項に準ずるが、試験開始時刻を繰り下げて当日の試験を行うことがある。

第4章 単 位

(単位の認定)

第 15 条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し試験に合格しなければならない。

2 単位を認定されなかった場合、その授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を再履修しなければならない。

(入学前の学修に対する単位の認定)

第 16 条 本学入学前に行った他の教育機関等における学修について教育上有益と認められる場合、本学における授業科目の履修とみなし単位を認定する。

2 単位認定要領は別に定める。

(海外留学に対する単位の認定)

第 17 条 本学が実施する海外留学の学修に対し、授業科目の単位を認定することができる。

2 単位認定要領は別に定める。

第5章 試 験

(試 験)

第 18 条 学則第14条に基づき、授業科目修了の認定のため、試験を行う。

2 試験は、定期試験、追試験および再試験に分ける。

(受験資格)

第 19 条 次の各号の一に該当する場合は、試験を受けることができない。

- (1) 学生証を所持していないとき
- (2) 試験開始後10分を超えて遅刻したとき
- (3) 所定の期日までに授業料その他の納入金を完納していないとき

(定期試験)

第 20 条 定期試験は、原則として学期末に行う。授業科目によっては研究報告、レポート等をもって試験に代える場合がある。

(追 試 験)

第 21 条 追試験は、第 28 条（公認欠席）の各号に該当、または事故もしくは疾病傷害等、正当な理由により定期試験を受験できなかった場合、本人の申請に基づく審査の結果、認可された者に対し実施する。

(追試験受験申請)

第 22 条 追試験の受験を申請する者は、別に示す期日に定期試験を欠席した理由を明らかにできる証明書等を添えて、「追試験受験申請用紙」を提出しなければならない。

(再 試 験)

第 23 条 再試験は、卒業年次の学生に対し次の各号に該当する場合、本人の申請に基づき実施する。

- (1) 再試験科目に合格することにより、卒業（卒業見込）に必要な単位を充たす場合
- (2) 再試験対象科目は、当該学期に履修登録している科目で、かつ不合格（不可）の科目
- (3) 再試験受験可能科目数は、各学期 6 科目以内

2 再試験実施時期は、各学期末とする。

3 下記の科目は、原則として再試験を行わない。

- (1) 科目区分「SDプログラム」に開講する科目
- (2) 経済学部健康スポーツ経営学科の演習・実習に関する科目
- (3) 経営学部経営学科の演習・実習に関する科目
- (4) 経営学部芸創プロデュース学科の演習・実習に関する科目
- (5) スポーツ A・B
- (6) 教職に関する科目

(追・再試験の受験料)

第 24 条 追試験および再試験を受ける者は、試験日までに次の受験料を納付しなければならない。ただし第 28 条に規定する公認欠席については追試験受験料を免除する。納入済みの追・再試験受験料は返還しない。

- (1) 追試験受験料 1 科目 2,000 円
- (2) 再試験受験料 1 科目 3,000 円

第 6 章 成 績

(成績の評価)

第 25 条 成績の評価は、原則として試験の成績により評価する。なお、出席状況、レポート、受講態度等を考慮することがある。

- 2 受験中において不正行為が発見された場合は、不正行為を行った授業科目を含む数科目または全授業科目を無効とし、学則第 40 条により懲戒処分（退学、停学、戒告）とする。

(成績の評価区分)

第 26 条 成績の評価区分は次のとおりとする。

点数区分	評価の表示	評価の表示(英)	G P	合 否
100～90 点	秀	S	4	合 格
89～80 点	優	A	3	
79～70 点	良	B	2	
69～60 点	可	C	1	
59 点以下	不可	D	0	不 合 格
評価の対象外	欠席	E	0	

2 評価が「認定」の科目および自由科目については、G P A 算定の対象外とする。

(追・再試験の評価)

第 27 条 追試験の成績評価は定期試験に準じるものとする。

2 再試験の成績評価は 60 点以下とする。

第 7 章 その他

(公認欠席)

第 28 条 次の各号の一に該当する欠席で所定の届出を行った者については、公認欠席（公欠）とする。

- (1) 忌引による場合
- (2) 対外遠征試合出場または他大学との共催の文化活動に参加する場合
- (3) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患した場合
- (4) 公共交通機関の事故等による通学不能の場合
- (5) 就職試験（筆記・面接・適性検査）、就職説明会、インターンシップまたは進学試験（大学院・大学研修生等）に関する場合
- (6) 教育実習に関する場合
- (7) 地域文化交流または地域貢献活動に参加する場合
- (8) その他やむを得ない理由によるものと認めた場合

(公 欠 届)

第 29 条 公欠届は欠席の事実を明らかにできる証明書等を添えて、前条 (1) (2) (3) (4) (8) 号の場合は学生課、(5) 号の場合はキャリアサポートセンター、(6) 号の場合は教務課、(7) 号の場合は学生課、地域連携センターまたは国際交流センターで検印を受け、当該日から 1 週間以内に学生課に提出しなければならない。

(クラスカウンセラー)

第 30 条 学生は、クラスカウンセラー（担任）制度を活用し、修学上の指導を受けることができる。

附 則 この改正規程は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

履修規程第2条 別表1 卒業所要単位

*経済学部・経営学部共通

科目区分			卒業所要単位			
			最低必要単位数	小計	摘要	
基礎科目	語学系科目	選択必修科目	8単位※	34単位	さらに基礎科目 および 専門科目から 10単位	
	教養科目	選択科目	12単位			
専門科目		必修科目	20単位	80単位		
		選択科目	60単位			
合計			124単位			

※ 日本語を母国語とする者は、Aグループから4単位およびBグループから4単位、
日本語を母国語としない者は、Cグループから8単位修得しなければならない。

*履修規程第4条 別表2 授業科目表については、「授業科目一覧表」参照